

プラスチック資源循環戦略

【背景】

- ・廃プラスチック有効利用率の低さ、海洋プラスチック等による環境汚染が世界的課題
- ・我が国は国内で適正処理・3Rを率先し、国際貢献も実施。一方、世界で2番目の1人当たりの容器包装廃棄量、アジア各国での輸入規制等の課題

【マイルストーン】

- ・2030年までに、ワンウェイのプラスチック（容器包装等）をこれまでの努力も含め累積で **25%排出抑制**
- ・2025年までに、プラスチック製容器包装・製品のデザインを、容器包装・製品の機能を確保することの両立を図りつつ、技術的に分別容易かつリユース可能又はリサイクル可能なものとする
- ・2030年までに、プラスチック製容器包装の6割をリユース又はリサイクルする
- ・2035年までに、すべての使用済プラスチックをリユース又はリサイクル、それが技術的経済的な観点等から難しい場合には 熱回収も含め100%有効利用する
- ・2030年までに、プラスチックの再生利用（再生素材の利用）を倍増
- ・2030年までに、バイオマスプラスチックを最大限（約200万トン）導入※1（2017年：約3.7万トン）※2

- ※ 1「地球温暖化対策計画」（平成28年5月閣議決定）において2030年に197万トン導入
- ※ 2日本プラスチック工業連合連盟

【基本原則】

－ 3 R + Renewable（持続可能な資源）－

- ① ワンウェイの容器包装・製品をはじめ、回避可能なプラスチックの使用を合理化し、無駄に使われる資源を徹底的に減らす
- ② より持続可能性が高まることを前提に、プラスチック製容器包装・製品の原料を再生材や再生可能資源（紙、バイオマスプラスチック等）に適切に切り替えるとともにできる限り長期間、プラスチック製品を使用
- ③ 使用後は、効果的・効率的なリサイクルシステムを通じて、持続可能な形で、徹底的に分別回収し、循環利用（リサイクルによる再生利用、それが技術的経済的な観点等から難しい場合には熱回収によるエネルギー利用を含め）を図る。
特に、可燃ごみ指定収集袋など、その利用目的から一義的に焼却せざるを得ないプラスチックには、カーボンニュートラルであるバイオマスプラスチックを最大限使用し、かつ、確実に熱回収を行う。
- ④ 海洋プラスチック問題に対しては、陸域で発生したごみが河川その他の公共の水域等を經由して海域に流出することや直接海域に排出されることに鑑み、上記の3Rの取組や適正な廃棄物処理を前提に、プラスチックごみの流出による海洋汚染が生じないこと（海洋プラスチックゼロエミッション）を目指し、犯罪行為であるポイ捨て・不法投棄撲滅を徹底するとともに、清掃活動を推進し、プラスチックの海洋流出を防止する。また、海洋ごみの実態把握及び海岸漂着物等の適切な回収を推進し、海洋汚染を防止する。

食品ロスの削減の推進に関する法律について

【背景】

- ・我が国ではまだ食べることができる食品が大量に廃棄（約643万トン）
- ・持続可能な開発のための2030アジェンダ（2015年9月国連総会決議）でも言及

【本法律で求められている取組事項】

- (1) 食品ロス削減推進計画の策定
 - ・政府は、食品ロスの削減の推進に関する基本方針を策定（今年度中間議決定予定）
 - ・都道府県・市町村は、基本方針を踏まえ、食品ロス削減推進計画を策定
 - (2) 基本的施策（検討を要する項目）
 - ① 教育及び学習の振興、啓発及び知識の普及
 - ・消費者、事業者等への教育及び学習の振興、啓発及び知識の普及
 - ・必要量に応じた食品の販売及び購入、販売及び購入をした食品を無駄にしないための取り組み
 - ・消費者と事業者との連携協力による食品ロスの削減の重要性の啓発
 - ② 食品関連事業者等の取り組みに対する支援
 - ・「食品関連事業者等」の取り組みに対する支援に関し必要な施策
 - ・食品関連事業者等の相互の連携の強化のため取り組みに対する支援
 - ③ 表彰
 - ・食品ロスの削減に関し顕著な功績があるへの表彰
 - ④ 実態調査等
 - ・まだ食べることができる食品の廃棄の実態に関する調査
 - ・効果的な削減方法等に関する調査及び研究の推進
 - ⑤ 情報収集及び提供
 - ・食品ロス削減について、先進的な取組に関する情報等の収集、提供
 - ⑥ 未利用食品等を提供するための活動の支援等
 - ・食品関連事業者等からの未利用食品等まだ食べることができる食品の提供を受けて貧困等により必要な食べ物を入手できないものへの提供に関し、関係者相互の連携強化等を図るために必要な施策
 - ・民間の団体が行う上記活動を支援するために必要な施策を講ずるもの
- ※国は上記活動のための食品の提供等に伴って生ずる責任のあり方に関する調査及び検討を行う

食品ロス数値目標（令和12年度）

- ・家庭から発生する食品ロス量を**2030年度**までに2000年度の**半減**「第4次循環型社会形成推進基本計画」
- ・事業系食品ロス量を**2030年度**までに2000年度の**半減**「食品リサイクル法基本方針」